

農薬類の分類見直しについて

1. 分類見直しの検討

(1) 水道水質検査における農薬類の位置づけ

現行の水道水質基準は、平成 15 年 4 月 28 日の厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について」に基づいて見直しを行ったものであり、水質基準とするに至らないものの、水道水中での検出の可能性があるなど水質管理上留意すべき物質について関係者の注意を喚起すべきものについては、水質管理目標設定項目として位置づけられている。

水質管理目標設定項目は、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について（平成 15 年 10 月 10 日付け局長通知）」により定められており、ここでは、農薬は、「総農薬方式」により「農薬類」として水質管理目標設定項目に位置付けられている。

農薬は、測定方法の有無及び検出状況の観点から、第 1 候補群から第 3 候補群の 3 群に分けられており、このうち、第 1 候補群の農薬 102 物質を浄水で検出される可能性の高い農薬として、「対象農薬リスト」に掲載している。

同答申において、これらの候補群については定期的に見直しを行うこととされている。

(2) 分類見直しの対象とする農薬

農薬類の分類見直しについては、厚生労働科学研究「水道における水質リスク評価および管理に関する総合研究」により設置している農薬分科会において検討を行っている。

分類見直しの対象とする母集団の選定に当たっては、現行の第 1 候補群（102 物質）、第 2 候補群（26 物質）及び第 3 候補群（78 物質）の計 206 物質の農薬類に加えて、国内で使用実績のある農薬類（農薬取締法に基づき登録されている農薬及び登録は失効したが過去使用されていた農薬類）等のうち、以下の①から③のいずれかの要件を満たすものを抽出した。

- ① 国内推定出荷量を ADI で除した値が、除草剤、殺虫剤、殺菌剤ごとにそれぞれ上位 30 位までに入るもの。
- ② 国内推定出荷量が上位 30 位までに入るもの。
- ③ ゴルフ場使用農薬の暫定指導指針の対象農薬、国内における水道水中の農薬の存在に関する調査研究の対象となっている農薬等（具体的には以下の(a)～(c)に該当する農薬を選定した）。
 - (a) 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」の対象農薬
 - (b) 厚生労働科学研究において研究対象となった農薬
 - (c) 他の要件に該当しない農薬のうち、過去 5 年間で出荷量が急増しており、今後出荷量の増大の可能性のあるもの

その結果、新たに 32 物質を選定し、これら農薬類（計 238 物質）を新たな母集団とすることとした。

(3) 分類見直しに係る論点について

今後の分類見直しの対象とした 238 物質の再分類に当たっては、以下の点について検討を行っている。

ア. 分類区分の数及び名称について

現行の 3 分類は、未検討の農薬と測定実績のある農薬を区別し、細分化すべきではないか。また、その際、定義がわかるような名称に見直すべきではないか。

イ. 出荷量及び一日最大許容摂取量を用いた分類方法について

浄水で検出される可能性の高い農薬として挙げるべき農薬類の選出に当たっては、出荷量及び出荷量を ADI で除した値等を考慮することになるが、分類・選別の基準をどのように設定すべきか。

ウ. 用途、適用場所、使用方法等について

水田と畑地とでは河川水への流出の度合いが異なることから、用途、適用場所、使用方法等について留意する必要がある。また、国内推定出荷量が少ない場合であっても、1 回当たり使用量が多い農薬類をどのように考慮すべきか。

エ. 地域性の考慮について

地域により使用される農薬類は異なることから、国内推定出荷量が少ない場合であっても、地域によっては出荷量の多い農薬類がある。Σ 値への出し入れで調整すべきではないか。

オ. Σ 値の対象とする農薬について

水質管理目標を定めた 15 年局長通知において、「測定を行う農薬については、各水道事業者等がその地域の状況を勘案して適切に選定するもの」とされているが、「検出状況や使用量などを勘案し、浄水で検出される可能性の高い農薬」としてリストアップされた別添 2 の対象農薬リストをそのまま Σ 値の対象としている水道事業者等が多い。しかしながら、農薬が意図的に環境中に放出される特異な物質であり、農薬類全体が水質管理目標設定項目とされていることから、対象農薬リストの位置付け（浄水で検出される可能性の高い農薬）に即して、対象農薬リストにならない農薬を Σ 値の対象とする際の選定方法を具体的に示すべきではないか。

カ. 検査法の確立と選定との関係について

対象農薬リストへの掲載のためには、15 年課長通知に定める標準検査法の確立が必要とされてきた。標準検査法の確立には、検査法の開発だけでなく、分析精度等、測定結果の信頼性の確保のためのバリデーションが必須であり、検出のおそれのある農薬類に係る標準検査法の確立は、時間面・費用面・労力面で容易ではない。標準検査法の確立を引き続き進める必要があるが、従来の掲載ルールの見直しが必要ではないか。

キ. 残留性について

現行の第2群に含まれる農薬類については、出荷量が50トン未満であって、農薬類の残留性に鑑み検出の恐れのないものは、平成22年度第2回水質基準逐次改正検討会において第2群から外すことが了承されており、残留性に係る検討が必要である。また、残留性や分解性等農薬類の性質により自然界における挙動が変わってくることに留意が必要である。

ク. 分解生成物の取扱いについて

環境中の加水分解、塩素消毒による酸化分解によって生成する物質のうち、有機りん系農薬のオキソン体は課長通知により検査法が定められている。分解生成物であると同時に農薬成分である物質や、複数の農薬成分から生成される分解生成物もあり、検査対象を整理したうえで、評価の考え方を統一すべきではないか。

2. 農薬類の検査法について

(1) 水道分野における妥当性評価ガイドラインの作成

現在、課長通知により対象農薬リスト掲載農薬の標準検査法が定められているが、これら以外の我が国で使用されているすべての農薬類の検査法を従来の方法で早急に定めることは容易ではなく、水道水源で検出される蓋然性が高い農薬をカバーすることが事実上困難な状況にある。第2候補群26物質のうち全ての物質と第3候補群78物質のうち47物質について、水道事業者による測定実績があるものの、検体数が限られているだけでなく、標準検査法が定められていないことから、得られた検査結果の信頼性が十分でなく、これらの結果の活用に限界がある。

一方、食品中の残留農薬のポジティブリスト化により急激に測定物質が増加した食品分野においては、約800種の農薬の告示試験法及び通知試験法を整備する一方で、平成19年に食品中の残留農薬試験法の妥当性評価ガイドラインを定め、これを適用した通知試験法以外の試験法を用いた定量値を公称値として認めることを可能にしている。また、この妥当性評価ガイドラインへの適否が、告示法・通知法と「同等以上」の科学的な根拠に基づいた検査結果であることを示す実質的な判断基準ともなっている。

先行している食品中の残留農薬試験法の考え方に習い、水道分野においても水道水質試験法における妥当性評価ガイドラインを作成し、これを適用した標準検査法以外の検査法による測定を促すことによって、ある一定以上の信頼性が確保された水道水中の農薬の検出データの収集を可能とする。さらに、妥当性評価ガイドラインによって妥当性が評価された検査法にかかる知見は、標準検査法の制定のための基礎情報として活用することができ、これまで未整備であった農薬類の標準検査法設定を迅速化する効果が期待できる。

(2) 農薬類の分類見直しに当たっての検査法の位置づけ

作成する妥当性評価ガイドラインに基づく検査が行われることにより、目標値の1%を超えて検出のおそれがある農薬類については、標準検査法の有無にかかわらず、対象農薬リストに掲載することが可能になる。

対象農薬リストに掲載された農薬類のうち標準検査法が整備されていないものに

については、水道事業体における妥当性評価ガイドラインに基づく検査を実施しつつ、得られた検出濃度レベルや検出頻度から標準検査法を整備する農薬類の優先順位を定め、一斉分析法を基本として標準検査法の設定を進める。

3. 農薬類の新分類区分（案）

水道原水から検出される可能性の大きさから、以下の通り分類を見直す。

なお、農薬類の目標値は、対象農薬リストへの掲載の有無にかかわらず、随時見直しを行うとともに、その結果を公開し、水道事業体による検査結果の判定の目安とする。

（1）水質基準農薬類＜変更なし＞

対象農薬リスト掲載項目であって、その浄水における検出状況から、最近3ヵ年継続で目標値の50%超過地点が1地点以上存在する、又は最近5ヵ年の間に目標値超過地点が1地点以上存在する農薬類については、水質基準に格上げする。

※平成22年2月の厚生科学審議会生活環境水道部会です承された分類見直しの考え方に沿ったもの

（2）対象農薬リスト掲載農薬類

目標値が設定されており、目標値の1%を超えて浄水から検出されるおそれのある農薬類や検出のおそれが小さくとも社会的な要請がある農薬類は、「当該農薬類を使用している地域の浄水から検出される可能性が高く監視が必要な農薬」として、15年局長通知の対象農薬リストに掲載し、標準検査法を設定する。

標準検査法が設定されるまでの間は、既存の検査法があればこれについて妥当性評価を行い、モニタリングすることとする。

（3）要検討農薬類

対象農薬リストに掲載しない農薬類のうち、積極的に安全性評価及び検出状況に係る知見の収集に努める農薬類を要検討農薬類とする。要検討農薬類には、目標値が未設定であるが、既存のADIを用いて算定される評価値の1%を超えて検出されるおそれがあるものが含まれる。

要検討農薬類についても、対象農薬リスト掲載項目との一斉分析が可能な農薬類について、標準検査法の設定を検討する。

（4）その他農薬類

抽出された農薬類のうち、ADI当たりの使用量及び流出リスクの高い水田使用状況から判断して、目標値の1%を超えて浄水から検出されるおそれが特に小さい農薬類は、その他農薬類として知見収集の優先順位を下げる。ただし、使用量が多いがADIが大きいことから対象農薬リストに掲載されない農薬類については、要検討農薬類として知見の収集に努める。

その他農薬類についても通知法の設定を検討する。

(5) 除外農薬類

対象農薬リストに掲載され、標準検査法による過年度における十分な数の測定が行われた結果、検出状況、出荷状況（登録の失効を含む）等から、散布時期であっても目標値の1%を超えて浄水から検出されるおそれほとんどないと見込まれる農薬類は、対象農薬リストから除外し、除外農薬類とする。

除外農薬類に係る標準検査法は、引き続き、通知に掲載し、モニタリングを希望する水道事業体用に供する。

新分類名	考え方
水質基準農薬類	対象農薬リスト掲載項目であって、その浄水における検出状況から、最近3ヵ年継続で目標値の50%超過地点が1地点以上存在する、又は最近5ヵ年の間に目標値超過地点が1地点以上存在するもの
対象農薬リスト掲載農薬類	測定すれば目標値の1%を超えて浄水から検出されるおそれがあるもの 社会的な要請があるもの
要検討農薬類	目標値が設定された場合、その1%を超えて検出されるおそれがあるものであり、対象農薬リスト掲載項目に準じて知見の収集に努めるもの
その他農薬類	測定しても検出されるおそれが小さく、検討の優先順位が低いもの
除外農薬類	対象農薬リストに掲載され、過年度の測定結果、出荷状況（登録の失効を含む）等から目標値の1%を超えて検出される蓋然性がないもの

4. 検討対象農薬類の再分類

(1) 検討対象農薬類の再分類の考え方

238 物質について、現行の区分ごとに以下により再分類する。

ア. 第1候補群

第1候補群の農薬類は、すべてが対象農薬リストに掲載されており、標準検査法が定められ、目標値の1%値を目安として浄水及び原水における検査結果が蓄積されている。

第1候補群の農薬類については、使用状況及び検出状況から、水質基準に格上げする農薬と引き続き対象農薬リストに掲載する対象農薬リスト掲載農薬類と対象農薬リストから除外する除外農薬類に再分類する。

以下の条件に当てはまる農薬類であって社会的な要請の低いものを除外農薬類とする。

- ・使用状況については、失効等による使用量の減少、都道府県別出荷量の傾向（特に増加していないこと）等を考慮する。
- ・検出状況については、十分な検査実績があり、かつ、それらの検査結果の過去5年間の最大値が評価値の1%を上回っていないことを条件とする。

イ. 第2候補群、第3候補群及び追加農薬類

対象農薬リストに掲載されていない第2候補群、第3候補群及び追加農薬類は、水道原水中の農薬の検査が可能なものも含まれているが、水道水源における検査結果の蓄積が十分ではない。目標値の1%を超えて検出されるおそれの程度に応じて、対象農薬リスト掲載農薬類、要検討農薬類及びその他農薬類のいずれかに分類し、おそれの大きいものについて優先的に検出状況に係る情報を収集するものとする。

- ・目標値の1%を超えて検出されている農薬類は、対象農薬リストに掲載する。
- ・目標値の1%を超す検出実績のない農薬類であって、使用状況等から1%を超えて検出されるおそれが高い農薬類を対象農薬リストに掲載する。ただし、目標値が未設定のものについては、設定されるまでの間、要検討農薬類とする。
- ・以上に当てはまらない農薬類は、その他農薬類とする。ただし、出荷量が多いがADIが大きいおそれのため目標値の1%を超すおそれが小さい農薬類については、水道水源への流入抑制の観点から要検討農薬類とする。

(参考) 対応関係

新分類	検討対象農薬類 (238 物質)		
	第1候補群	第2候補群	第3候補群 追加抽出農薬類
水質基準農薬類	1地点以上で目標値を超える蓋然性が高い	同左	同左
対象リスト掲載農薬類	その他の第1候補群	1%超検出のおそれがあり、目標値設定済	同左
要検討農薬類	—	1%超検出のおそれがあるが目標値未設定	同左
除外農薬類	1%超検出のおそれなし 社会的にも要請されていない	—	—
その他農薬類	—	その他の第2候補群	その他の第3候補群・追加抽出農薬類

(2) 再分類後の見直し方法

目標値については随時見直しを行うとともに、最新の目標値に対する10%、1%超過状況を収集し、要検討農薬類からの格上げの必要性を検討する。

また、出荷量等の統計資料を概ね3年ごとに整理し、使用状況の変化に対応して、検討対象農薬の再抽出及び検出のおそれの再判定を行い、選定条件に合致しなくなった農薬類であって1%超検出実績のない対象農薬リスト掲載農薬は除外し、要検討農薬類は除外農薬類に格下げする。

5. 検出のおそれの検討状況

再分類に用いる検出のおそれの評価方法については、厚生労働科学研究「水道における水質リスク評価および管理に関する総合研究」において検討を行っている。

出荷量、水田出荷量、ADI、面積、土壌中半減期及び水中半減期を組み合わせた指標を複数種類作成し、地域性を考慮するため全国を10地域に分けて地域ごとの指標値を求め、その最大値を組み合わせることによって、現行の第1候補群及び第2候補群の農薬類のうち目標値の1%を超えて検出される農薬を適正に選択することができる指標の検討を行っている。

試算の結果は、次表の通りである。

現分類	再分類前	選択・除外			再分類結果(仮)			
		選択		リスト除外	リスト掲載	要検討	除外	その他
		目標あり	目標なし					
1群	102	0	0	20	82	0	20	0
2群	26	17	0	0	17	4	0	5
3群・追加	110	13	12	0	13	21	0	76
総農薬数	238	30	12	20	112	25	20	81

(注) 数字は確定ではない。

6. 今後の予定

本資料の考え方に基づいて、安全性評価にかかる情報や検出のおそれのデータの再検討を行った結果を用いて 238 物質の再分類を行い、平成 25 年 4 月 1 日に関係通知を改正するものとする。

また、標準検査法についても見直しを行い、GC-MS、LC-MS(/MS)による一斉分析が可能な農薬類について可及的速やかに知見を整理したい。

(参考1) 厚生科学審議会答申(平成15年4月)における農薬に係る記述

1. 農薬の取扱い

農薬の取扱いについては、平成15年4月の厚生科学審議会答申において以下の①及び②のように示されている。

- ① 水質基準への分類要件^{注1)}に適合する農薬については、個別に水質基準を設定する。
- ② 上記①に該当しない農薬については、下記の式で与えられる検出指標値が1を超えないこととする総農薬方式により、水質管理目標設定項目^{注2)}に位置付ける。

$$DI = \sum_i \frac{DV_i}{GV_i}$$

※DIは検出指標値、 DV_i は農薬 i の検出値、 GV_i は農薬 i の目標値

注1) 水質基準への分類要件…浄水において、評価値の1/10に相当する値を超えて検出され、又は検出されるおそれの高い項目(特異値によるものを除く。)

注2) 水質管理目標設定項目…水質基準としない項目のうち、環境中で検出されている項目、使用量が多く今後水道水中でも検出される可能性がある項目等、水道水質管理上留意すべき項目。知見の集積を目的として引き続き水質検査・監視を行っていくことが望ましいものがある。

2. 検討対象農薬の選定の考え方

同答申において、検討対象農薬の選定の考え方を以下のとおり示している。

- ① 国内で使用実績のある農薬等^{注1)}のうち、次のいずれかの要件を満たすものを抽出する。
 - ・国内推定出荷量を一日最大許容摂取量(ADI)で除した値が、除草剤、殺虫剤、殺菌剤ごとに、それぞれ上位30位までに入るもの。
 - ・国内推定出荷量が上位30位までに入るもの。
 - ・その他過去の経緯等から注意すべきもの。^{注2)}

注1) 国内で使用実績のある農薬等としては、農薬取締法における登録農薬を基本とし、最近の失効農薬で土壌吸着性等の観点から検出のおそれがあるものや、農薬以外で衛生害虫駆除等に使用されるものも含むこととする。

注2) その他過去の経緯等から注意すべき農薬等として、以下の農薬等を対象とした。

- ・現在、国内で水質基準等が設定されているもの(水道水質基準項目、監視項目、環境省も含めたゴルフ場農薬項目及び農薬取締法に基づく水質汚濁に係る登録保留基準が設定されているもの)
- ・過去の研究・調査で検出されているもの
- ・新規登録農薬で今後使用実績が大きくなると想定されるもの
- ・この他、諸外国(米国、EU、WHO)で健康影響の観点から基準値等が設定されているもの

- ② ①で抽出された農薬を測定方法の有無及び検出状況の観点から次の3群に分類する。
- (第1候補群)
- 測定方法があり、かつ、国内推定出荷量が50t以上あることから、水道原水で検出されるおそれがあるもの。ただし、50t未満の農薬であっても現に検出されていれば第1候補群に含める。
- (第2候補群)
- 現在のところ水道水に適した測定方法がないが、国内推定出荷量が50t以上あることから、測定すれば検出されるおそれがあるもの。
- (第3候補群)
- 国内推定出荷量が50t未満であり、測定しても検出されるおそれがないもの。
- ③ 検討対象農薬としては、上記のうち第1候補群とする。ただし、第2候補群の農薬については、水道水に適した測定方法を早急に確立し、確立した時点で第1候補群に組み入れる。
- ④ なお、上記の3群については、定期的に見直しを行うこととする。

(参考2) 水質管理目標設定通知における農薬の位置付け

水質管理目標設定項目は、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について（平成15年10月10日付け局長通知）」により定められている。

ここでは、農薬はその全部が、「農薬類」として「総農薬方式」により水質管理目標設定項目に位置付けられている。

その上で、「測定を行う農薬については、各水道事業者等がその地域の状況を勘案して適切に選定するものであるが、検出状況や使用量などを勘案し、浄水で検出される可能性の高い農薬を別添2のとおりリストアップしたこと。」として、「別添2 農薬類（水質管理目標設定項目15）の対象農薬リスト」に102の農薬の目標値、検査方法等が提示されている（当初は101の農薬。平成20年度にフィプロニルを追加）。

(参考3) 検討対象農薬類一覧

別表1. 農薬類 (第1候補群) のリスト (1)

	農薬名		農薬名
1	チウラム	31	トルクロホスメチル
2	シマジン (CAT)	32	フルトラニル
3	チオベンカルブ	33	ペンシクロン
4	1, 3-ジクロロプロペン (D-D)	34	メタラキシル
5	イソキサチオン	35	メプロニル
6	ダイアジノン	36	アシュラム
7	フェニトロチオン (MEP)	37	ジチオピル
8	イソプロチオラン (IPT)	38	テルブカルブ (MBPMC)
9	クロロタロニル (TPN)	39	ナプロパミド
10	プロピザミド	40	ピリブチカルブ
11	ジクロルボス (DDVP)	41	ブタミホス
12	フェノブカルブ (BPMC)	42	ベンスリド (SAP)
13	クロルニトロフェン (CNP)	43	ベンフルラリン (ベスロジン)
14	CNP-アミノ体	44	ペンディメタリン
15	イプロベンホス (IBP)	45	メコプロップ (MCP)
16	EPN	46	メチルダイムロン
17	ベンタゾン	47	アラクロール
18	カルボフラン (カルボスルファン代謝物)	48	カルバリル (NAC)
19	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸 (2, 4-D)	49	エディフェンホス (エジフェンホス, EDDP)
20	トリクロピル	50	ピロキロン
21	アセフェート	51	フサライド
22	イソフェンホス	52	メフェナセット
23	クロルピリホス	53	プレチラクロール
24	トリクロルホン (DEP)	54	イソプロカルブ (MIPC)
25	ピリダフェンチオン	55	チオファネートメチル
26	イプロジオン	56	テニルクロール
27	エトリジアゾール (エクロメゾール)	57	メチダチオン (DMTP)
28	オキシシン銅	58	カルプロパミド
29	キャプタン	59	ブロモブチド
30	クロロネブ	60	モリネート

別表 1. 農薬類 (第 1 候補群) のリスト (2)

	農薬名		農薬名
61	プロシミド	91	イミノクタジン酢酸塩
62	アニロホス	92	ホセチル
63	アトラジン	93	ポリカーバメート
64	ダラポン	94	ハロスルフロンメチル
65	ジクロベニル (DBN)	95	フラザスルフロン
66	ジメトエート	96	チオジカルブ
67	ジクワット	97	プロピコナゾール
68	ジウロン (DCMU)	98	シデュロン
69	エンドスルファン (ベンゾエピン)	99	ピリプロキシフェン
70	エトフェンプロックス	100	トリフルラリン
71	フェンチオン (MPP)	101	カフェンストロール
72	グリホサート	102	フィプロニル
73	マラソン (マラチオン)		
74	メソミル		
75	ベノミル		
76	ベンフラカルブ		
77	シメトリン		
78	ジメピペレート		
79	フェニトエート (PAP)		
80	ブプロフェジン		
81	エチルチオメトン		
82	プロベナゾール		
83	エスプロカルブ		
84	ダイムロン		
85	ビフェノックス		
86	ベンスルフロンメチル		
87	トリシクラゾール		
88	ピペロホス		
89	ジメタメトリン		
90	アゾキシストロビン		

別表2. 農薬類（第2候補群）のリスト

	農薬名
1	マンゼブ（マンコゼブ）
2	ダゾメット
3	削除
4	シプロコナゾール
5	マンネブ
6	カルタップ
7	グリホシネート
8	ジラム
9	パラコート
10	フルアジナム
11	フェリムゾン
12	メチルイソシアネート
13	イミダクロプリド
14	ジネブ
15	ヒドロキシイソキサゾール
16	シハロホップブチル
17	プロチオホス
18	ジチアノン
19	ピラゾレート
20	CYAP
21	メトラクロール
22	リニューロン
23	ベンゾフェナップ
24	ACN
25	シラフルオフェン
26	カーバムナトリウム塩
27	オキシリニック塩

別表 3. 農薬類 (第 3 候補群) のリスト (1)

	農薬名		農薬名
1	BPPS	31	フラメトピル
2	MCPM	32	クロルピリホスメチル
3	ペントキサゾン	33	クミルロン
4	ベンフレセート	34	シペルメトリン
5	ピラゾキシフェン	35	エトベンザニド
6	ジクロメジン	36	シクロプロトリン
7	セトキシジム	37	アメトリン
8	ナプロアニリド	38	ピメトロジン
9	削除	39	シアナジン
10	プロメトリン	40	アシベンゾラル S メチル
11	ジメチルビンホス	41	ジフルベンズロン
12	ケルセン (ジコホル)	42	クロメプロップ
13	フェンパレレート	43	ホスチアゼート
14	ピリミホスメチル	44	パクロブトラゾール
15	テブフェノジド	45	クロマフェノジド
16	メトリブジン	46	ジクロルプロップ
17	ベンスルタップ	47	ピリミノバックメチル
18	イナベンフィド	48	シノスルフロン
19	イマゾスルフロン	49	キザロホップエチル
20	チオシクラム	50	ビスピリバックナトリウム塩
21	オキサミル	51	シフルトリン
22	メトミノストロビン	52	エンドタール
23	プロポキスル (PHC)	53	MCPA
24	ペルメトリン	54	アジムスルフロン
25	プロパホス	55	ピレトリン
26	フルアジホップ P	56	チフルザミド
27	ニテンピラム	57	ウニコナゾール P
28	ピラゾスルフロンエチル	58	テクロフタラム
29	アミトラズ	59	トリネキサパックエチル
30	ジクロフェンチオン (ECP)	60	モノクロトホス

別表 3. 農薬類（第 3 候補群）のリスト（2）

	農薬名
61	エトキシスルフロン
62	プロパニル
63	ベンダイオカルブ
64	CVMP（テトラクロルビンホス）
65	スピノサド
66	フラチオカルブ
67	プロヘキサジオンカルシウム塩
68	インダノファン
69	シクロスルファムロン
70	シンメチリン
71	ブタクロール
72	MCPA ナトリウム塩
73	MCPB エチル
74	アミトロール
75	パラチオンメチル
76	ホキシム
77	メタミドホス
78	2,4-DB
79	クロルタルジメチル（TCTP）

別表4. 追加農薬類のリスト

	農薬名		農薬名
1	クロルピクリン	31	ブロマシル
2	フェントラザミド	32	ベンゾビシクロン
3	カズサホス		
4	ピラクロホス		
5	トルフェンピラド		
6	DBEDC		
7	MCPP		
8	メチルイソチオシアネート		
9	カルボスルフアン		
10	ホサロン		
11	シプロジニル		
12	フルスルファミド		
13	プロピネブ		
14	チアジアジン		
15	テブコナゾール		
16	ジフェノコナゾール		
17	バリダマイシン		
18	オキサジクロメホン		
19	ボスカリド		
20	テトラコナゾール		
21	シメコナゾール		
22	トリフルミゾール		
23	オキサジアルギル		
24	アセタミプリド		
25	クロチアニジン		
26	チアメトキサム		
27	ジノテフラン		
28	チアクロプリド		
29	オリサストロビン		
30	チアジニル		